

栃木県ミニバスケットボール連盟への特別許可申請が必要な場合

1 チーム

- (1) 新規チームを発足させる場合
対応 新規チーム設立届を提出する。
- (2) 合併・一時連合を希望する場合
対応 近隣チーム（中学校区）の同意を得る。

2 指導者

チームに登録した指導者は、年度内において原則として別のチームに登録変更（移籍）することはできない。

3 選手個人（児童）

- (1) 転居を伴う転校があった場合（移籍）
原則として転出先チームに所属するのが望ましいが、本人の希望があれば元のチームに残留することもできる。
対応 年度途中の移籍時のみ特別許可申請を提出する。近隣チーム（中学校区）の同意を得る。
- (2) 通学する小学校に登録チームがない場合
自宅もしくは通学している学校の近隣のチームに所属する。中学校区が優先となる。
対応 受け入れチームが選手受入申請を提出する。近隣チーム（中学校区）の同意を得る。
- (3) その他
対応 県理事を通して、申請し承認を得る。

参考「栃木県ミニバスケットボール連盟『加盟規定』」より

第2条 （定義）

- 1、加盟とは1チームが県ミニ連盟に加盟を完了するとともに、(財)日本バスケットボール協会(以下日本協会という)の定める会員登録システム(Team JBA)を利用して日本協会及び日本ミニ連盟及び県協会に加盟を完了することをいう。
- 2、登録とは競技者が県ミニ連盟に登録を完了するとともに、日本協会の定める会員登録システム(Team JBA)を利用して日本協会及び日本ミニ連盟及び県協会に加盟を完了することをいう。
- 3、1チームとは
 - ①各地区ミニバスケットボール連盟（以下各地区ミニ連盟という）に登録
 - ②競技者は12才以下の小学生児童
 - ③男女別々
 - ④単独で組織された チームをいう。

注) 単独で組織されたチームの内容

- (1) 1校区児童で構成されたチームとする。
※ ただし、1校区から複数チームの登録を希望する場合、教育的配慮のもと、各地区ミニ連盟で協議し、県ミニ連盟の承認を得る。
- (2) 1校区児童のみでは活動できない場合のみ近隣の同一条件校との合体（連合）を認める。
- (3) 他学区にチームが普及していない場合等、諸条件が地域によって違いがあるため上記(1)、(2)をそのまま当てはめることができない場合も多い。
その際、第1条 注)の日本ミニ連盟のねらいをもとに加盟の適否を判断する。連合チームの場合の学校別、学年別人数と連合の経緯、適否等について十分考慮されることが望ましい。また、加盟登録は、活動しているチームを構成している全員を対象としている。
※ この(1)(2)の理念を礎に(3)の内容も考え、各地区ミニ連盟は県ミニ連盟に登録する。